

国立大学法人電気通信大学職員給与規程

制定 平成16年4月1日規程第40号
最終改正 令和7年2月21日規程第28号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学就業規則（以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の給与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれの各号に定める区分により支給する。

- 一 基本給は、本給及び第13条の規定による本給の調整額とする。
- 二 諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、クロスアポイントメント手当、寒冷地手当及び外部資金獲得貢献手当とする。

(給与の支給日)

第4条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び初任給調整手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に、クロスアポイントメント手当はその月の分を、支給要件が確認された日の翌月17日に支給する。

- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。
- 3 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日の属する月の17日に支給する。
- 4 外部資金獲得貢献手当は、一の年度（毎年4月から翌年3月までをいう。）における分を当該年度の3月17日（一の年度の途中で退職し、この規程の適用を受けなくなる者については、在職中の最終の第1項に規定する本給の支給日）に支給する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、前各項に規定する給与の支給日（以下「支給定日」という。）が日曜日にあたるときは、支給定日の前々日（その日が休日にあたるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日にあたるときは、支給定日の前日（その日が休日にあたるときは、支給定日の前々日）に、支給定日が休日にあたるときは、支給定日の前日（その日が日曜日にあたるときは、支給定日の翌日）に支給する。

(本給の決定及び適用範囲)

第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

- 2 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 一般職本給表（一）（別表第1）
 - 二 一般職本給表（二）（別表第2）
 - 三 教育研究職本給表（別表第3）
 - 四 看護職本給表（別表第4）
 - 五 指定職本給表（別表第5）
- 3 前項に掲げる各本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。
 - 一 前項第1号の適用を受ける者 教育研究技師、事務職員及び技術職員。ただし、指定職本給表の適用を受ける者を除く。
 - 二 前項第2号の適用を受ける者 調理、自動車運転及び監視等の職務に従事する者
 - 三 前項第3号の適用を受ける者 教育研究職員及び研究教育マネジメント職員。ただし、指定職本給表の適用を受ける者を除く。
 - 四 前項第4号の適用を受ける者 看護の職務に従事する者
 - 五 前項第5号の適用を受ける者 学長の定める者
- 4 第2項第1号から第4号の本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定めるものとする。
- 5 第2項に定める本給表は、国家公務員給与の改定、法人の収支状況、社会情勢等を斟酌して改定することができる。

（本給の訂正方法）

第6条 職員の給与が前条の規定に合致しないと認めた場合、その本給の訂正を発生時までさかのぼることが困難なときは、将来に向かって訂正することができる。

（初任給）

第7条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験及び能力、責任の度合等を考慮して、別に定めるものとする。

（昇格）

第8条 勤務成績が良好な職員は、その職務に応じた上位の級に昇格させることができる。

- 2 職員を昇格させる場合のその者の号給については、別に定めるものとする。

（降格）

第9条 就業規則第14条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

- 2 就業規則第14条の2の規定により降任したときは、下位の級に降格させる。
- 3 前2項に定めるもののほか、職員が次の各号の一に該当する場合には、降格させることができる。
 - 一 勤務実績がよくない場合
 - 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 前2号に掲げるもののほか、職務上必要な適性を欠く場合
 - 四 職員が降格を申し出た場合

- 4 職員を降格させる場合のその者の号給については、別に定めるものとする。

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

第10条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第11条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第12条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には適用しない。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(一般職本給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57歳。)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 前4項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(本給の調整額)

第13条 本給の調整額は、教育研究職員のうち、大学院研究科において授業を常時担当する者又は、主任として学生に対する研究指導に従事する者、若しくは助教又は助手として学生の指導に常時従事する者に支給する。

2 本給の調整額は、当該職員に適用される職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額(その額が本給月額 100 分の 4.5 を超えるときは、本給月額 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に、1円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額とする。)にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額 100 分の 25 を超えるときは、本給月額 100 分の 25 に相当する額とする。

3 大学院研究科を担当する教育研究職員のうち前項に規定する調整数が3であるものが、担当する専攻の変更(以下この項において「担当変更」という。)にともない新たに大学院情報理工学研究科共同サステナビリティ研究専攻を担当することとなる場合において、当該担当変更の直後に前項に規定する調整数が3に達しないこととなるときは、担当変更等の円滑を図るため、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該担当変更の日から2年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める本給の調整額が前項の規定による当該担当変更後の本給の調整額以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、次に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める本給の調整額を支給する。ただし、当該職員が当該担当変更の日から2年を経過するまでの間に更に、担当変更となった場合における当該職員に対する本給の調整額の支給については、この項の規定の適用が無かったものとして前項の規定に定めるところによる。

一 当該担当変更の日から同日以後1年を経過する日までの期間 担当変更前の調整数

による本給の調整額

- 二 当該担当変更の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 担当変更前の調整数による本給の調整額に100分の80を乗じて得た額
- 4 前3項に定めるもののほか、本給の調整額の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

（扶養手当）

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員（指定職本給表の適用を受けるものを除く。）に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育研究職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下「一般職（一）9級以上職員等」という。）に対しては支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。なお、配偶者以外の扶養親族は重度心身障害者を除き、血族又は法定血族に限る。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

- 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

- 四 満60歳以上の父母及び祖父母（別居している場合を含む。）

- 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

- 六 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育研究職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

- 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員等に扶

養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。) なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日とする。

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職（一） 9 級以上職員等から一般職（一） 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係る者がなるときはその職員が一般職（一） 9 級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月。）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され又は死亡した場合においてはそれぞれが退職し、解雇された又は死亡した日、一般職（一） 9 級以上職員等以外の職員から一般職（一） 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一） 9 級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月。）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - 一 扶養手当を受けている職員に更に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 5 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある一般職（一） 9 級以上職員等が一般職（一） 9 級以上職員等以外の職員となった場合
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るものがある一般職（一） 8 級職員等が一般職（一） 8 級職員等及び一般職（一） 9 級以上職員等以外の職員となった場合
 - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一） 9 級以上職員等以外のものが一般職（一） 9 級以上職員等となった場合
 - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るものがある職員で一

一般職（一） 8級職員等及び一般職（一） 9級以上職員等以外のものが一般職（一） 8級職員等となった場合

七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合

8 前7項に規定するもののほか、扶養手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

（管理職手当）

第15条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について、その特殊性に基づき支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 前項の規定による管理職手当は、調整前における本給月額 100 分の 25 を超えてはならない。

3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

（地域手当）

第16条 地域手当は、物価及び生計費を考慮し、次項に定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額 $は、本給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額を基礎として、次の支給割合を乗じて得た額とする。$

一 東京都調布市 100 分の 16

3 前項に定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合（当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると学長が認める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する地域が前項に定める地域に該当しないこととなるときは、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、本給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合

4 国又は他の国立大学法人等の職員（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様であった非常勤職員を含む。）から本学の職員となった者については国家公務員の給与制度に準じ、前項を適用するものとする。

5 前4項に規定するもののほか、地域手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

（住居手当）

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（大学等から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
 - 二 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号。）第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている者又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定める者
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額。）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円。）を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

（通勤手当）

第18条 通勤手当は、徒歩により通勤したものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上である職員（通勤することが著しく困難である者を除く。）のうち、次に掲げる者に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員
 - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員
- 2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。
- 一 前項第1号に掲げる職員にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が

二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。)とする。

二 前項第2号に掲げる職員にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額とする。

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員にあっては、別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。)、第1号に定める額又は前号に定める額とする。

3 事業所を異にする配置換等、国又は他の国立大学法人等の職員(勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様であった非常勤職員を含む。)から引き続き採用、若しくは在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に

定めるものを含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とする者の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当額 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 前4項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(単身赴任手当)

第19条 事業所を異にする配置換等、国又は他の国立大学法人等の職員(勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様であった非常勤職員を含む。)から引き続き採用(以下「異動等」という。)に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員又は権衡上必要があると認められる者として別に定める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額。)とする。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(特殊勤務手当)

第20条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、

指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(超過勤務手当)

第21条 「国立大学法人電気通信大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程」(以下「勤務時間規程」という。)第2条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける職員又は指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び勤務時間規程第10条第1項各号に規定する休日に勤務することを命ぜられ、当該休日に勤務した時間を合算した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項及び次条第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける職員又は指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 3 前2項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(休日給)

第22条 休日において、勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間あたりの給与額の100分の135(その勤務が深夜である場合は100分の160)を休日給として支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける職員又は指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項に規定するもののほか、休日給の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第23条 第15条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員又は指定職本給表の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他業務の運営上の必要により勤務時間規程第9条に規定する休日(次項において「休日」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、第15条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前0時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第1項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が6時間を超える

勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額)

イ 第15条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員 12,000円を超えない範囲内において別に定める額

ロ 指定職本給表の適用を受ける職員 18,000円

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(初任給調整手当)

第24条 初任給調整手当は、教育研究職本給表の適用を受ける職員で特定の職にある者のうち、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証を有する者には月額50,800円を、採用の日から35年に達するまで、採用の日又は採用後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。ただし、管理職手当の支給を受ける職員のうち別に定める者には支給しない。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職若しくは死亡し、又は解雇された職員(別に定める者を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職若しくは死亡し、又は解雇された職員にあつては、その日現在)において職員が受けるべき本給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(別に定める職員にあつては、役職段階別加算額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあつては、管理職加算額を加算した額。)を基礎として、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5(一般職本給表7級以上及び教育研究職本給表5級以上の適用を受ける職員で管理職手当の区分が1種又は2種である職員(以下「特定管理職員」という。)にあつては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5、指定職本給表の適用を受ける職員にあつては6月に支給する場合には100分の65、12月に支給する場合には100分の67.5)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6か月 100分の100

二 5か月以上6か月未満 100分の80

三 3か月以上5か月未満 100分の60

四 3か月未満 100分の30

3 前項に規定する在職期間は職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6か月以内の期間において、国又は他の国立大学法人等の職員(勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様であり、期末手当又は期末手当に相当する手当の支給を受けていた非常勤職員

を含む。)から本学の職員となった者(前職の離職日から本学の採用日までが1か月以内である場合に限る。)でその者の直前に属していた機関が期末手当又は期末手当に相当する手当を支給しない場合は、これらの機関における在職期間を職員として在職した期間に算入する。

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。

一 職員が基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第37条第2項第6号の規定により懲戒解雇された場合

二 職員が基準日から支給日の前日までの間に、就業規則第20条第1項第1号及び第2号の規定により解雇された場合

三 職員が基準日前1か月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職若しくは死亡し、又は解雇された職員(前号に掲げる者を除く。)で、その日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合

四 第6項の規定により期末手当の一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合

5 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職若しくは死亡し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項第3号において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、国立大学法人に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

6 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、すみやかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴を

されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 7 学長は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前7項の規定によるもののほか、期末手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職若しくは死亡し、又は解雇された職員(別に定める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれ基準日現在(退職若しくは死亡し、又は解雇された職員にあっては、その日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(別に定める職員にあっては、役職段階別加算額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、管理職加算額を加算した額。以下「勤勉手当基礎額」という。)を基礎として学長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本学が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5(特定管理職員にあっては、100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

二 指定職本給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

- 3 前条第3項から第7項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。
- 4 前3項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給について必要な事項は、別に定めるものとする。

(クロスアポイントメント手当)

第27条 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人電気通信大学クロスアポイントメント制度に関する規程に基づくクロスアポイントメント制度に関する協定により指定された職員(教育研究職員及び研究教育マネジメント職員に限る。以下「クロスアポイントメント教員」という。)に対して、第4項に定める申出を学長が受理した場合に支給する。

- 2 クロスアポイントメント手当の支給額は、クロスアポイントメント教員に対してこの規程に基づき支給される本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当及び初任給調整手当の月額に当該クロスアポイントメント教員の業務のうちクロスアポイントメントの相手先機関における業務が占める割合を乗じて得た額と当該クロスアポイントメント教員の当該相手先機関におけるこれらの給与種別に相当する給与の月額に当該割合を乗じて得た額との差額並びにこの規程に定める給与種別

(相当する給与種別を含む。)以外の給与種別であって当該相手先機関がその給与制度に基づき当該クロスアポイントメント教員に対して支給を希望する給与の月額合計額を原則とする。

- 3 期末手当及び勤勉手当の額について、当該クロスアポイントメント教員の業務のうち当該相手先機関における業務が占める割合を乗じて得た額と当該クロスアポイントメント教員の当該相手先機関におけるこれらの給与に相当する給与の額に当該割合を乗じて得た額との差額がある場合には、当該差額を前項のクロスアポイントメント手当に加算して支給することができる。
- 4 クロスアポイントメント手当は、クロスアポイントメントの相手先機関が、前2項に規定する額の支払いを学長に申し出て、かつ、相手先機関がその必要経費を負担する場合に限り、本学から支給する。
- 5 クロスアポイントメント手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。
 - 一 相手先機関が、前項の申し出を取り下げた場合
 - 二 相手先機関が、学長が指定した期日までに、前項に規定する必要経費を本学に送金しなかった場合
 - 三 その他学長が支給することが不適切であると判断した場合
- 6 学長は、前項第三号に基づいてクロスアポイントメント教員にクロスアポイントメント手当を支給しない場合、相手先機関に対し、申出を辞退するものとする。
- 7 第1項から前項までに規定するもののほか、クロスアポイントメント手当に関し必要な事項は、学長が定める。

(寒冷地手当)

第28条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において寒冷地に常時勤務する職員(第30条第1項及び第2項の規定により給与の支給を受ける職員で次の第1号に該当する者以外の者(以下「有給休職者」という。))を含む。)に対して支給する。ただし、次の各号に該当する者には支給しない。

- 一 本邦外にある者(世帯主である職員でその扶養親族が基準日に本邦に居住するものを除く。)
- 二 刑事休職者
- 三 無給休職者
- 四 停職及び出勤停止者
- 五 専従休職者
- 六 育児休業職員
- 七 介護休業職員
- 八 自己啓発等休業職員

- 2 前項に定めるもののほか、寒冷地手当について必要な事項は、別に定めるものとする。
(外部資金獲得貢献手当)

第28条の2 外部資金獲得貢献手当は、外部資金の獲得を通じた大学の教育研究基盤強化への貢献が顕著な職員に支給する。

- 2 外部資金獲得貢献手当の支給に関して必要な事項は、別に定める「国立大学法人電気通

信大学外部資金獲得貢献手当支給細則」による。

(非常勤職員の給与)

第29条 常時勤務することを要しない職員については、常時勤務する職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給する。

- 2 前項の常時勤務を要しない職員には、他に別段の定めがない限り、これらの項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 3 前2項までに定めるもののほか、非常勤職員の給与について必要な事項は、別に定めるものとする。

(休職者の給与)

第30条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第17条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職となった場合には、その休職期間中、給与(基本給及び諸手当をいう。)の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法に基づく休業補償給付が支給される場合にあっては、調整することができる。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職となった場合には、その休職期間が1年(結核性疾病にあっては2年)に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が就業規則第17条第1項第2号による刑事事件に関し起訴され休職となった場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第17条第1項第3号、第4号、第6号及び第9号により休職となった場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第6号の規定に該当して休職となった場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第17条第1項第5号及び第7号により休職となった場合には、その期間中給与を支給しない。
- 6 職員が就業規則第17条第1項第8号により休職となった場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(以下「本給等」という。)のそれぞれ100分の70を支給することができる。ただし、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、あらかじめ学長の承認を得て、別に定めるところにより本給等のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。

(育児休業等の給与)

第31条 「国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程」により育児休業等をする職員、「国立大学法人電気通信大学職員介護休業規程」により介護休業等をする職員又は「国立大学法人電気通信大学職員自己啓発等休業規程」により自己啓発等休業をする職員の給与については、次の各号に定めるところとする。

- 一 育児休業、介護休業又は自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業又は介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員につ

いては前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第26条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

三 育児休業、介護休業又は自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、育児休業をした期間についてはその期間の100分の100以下、介護休業をした期間についてはその期間の3分の3以下、自己啓発等休業をした期間についてはその期間の100分の100以下（大学等における修学のための休業であって職員としての職務に特に有用であると認められる休業期間以外の期間については100分の50以下）に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号給を調整することができる。

四 職員が育児時間又は介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第33条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第32条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。

五 前4号に規定するもののほか、育児休業等、介護休業等又は自己啓発等休業の給与について必要な事項は、別に定めるものとする。

（勤務1時間あたりの給与額の算出）

第32条 第21条及び第22条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、本給の月額並びにこれに対する地域手当の月額、管理職手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額をその年度の日数から休日の日数を差し引いた日数に7.75を乗じたもので除して得た額とする。

2 前項の本給の月額とは、第13条の規定による本給の調整額が含まれた額をいい、規定により本給を減ぜられているときでも、本来受けるべき本給の月額とする。

3 第1項の地域手当の月額とは、前項の本給の月額に地域手当の支給割合を乗じて得た額をいう。

（給与の減額）

第33条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、前条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の本給に対する額及び地域手当に対応する額を、別に定めるところにより計算し、それぞれその次の給与期間以降の本給及び地域手当から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、本給及び地域手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

3 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤、学長の許可を受けた短期労働組合専従、育児時間又は介護部分休業の時間数の合計である。なお、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

（本給の半減）

第34条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病（業務上及び通勤による負傷若

しくは疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(別に定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

- 2 前項に規定するもののほか、本給の半減について必要な事項は、別に定めるものとする。

(日割計算)

第35条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。
- 4 第1項又は第2項の場合であって、その月の初日から又は末日まで支給する以外るときは、その給与額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割計算によって計算するものとする。
- 5 前4項の規定は、第15条に規定する管理職手当、第16条に規定する地域手当の支給について準用する。

(端数の処理)

第36条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定に係わらず第21条及び第22条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当及び休日給又は第31条及び第33条に規定する勤務時間1時間あたりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(給与の支払)

第37条 この規程に基づく給与は、現金で直接職員に支払うものとする。ただし、法令その他の規則等に基づき職員の給与から控除すべき額がある場合には、その職員に支払うべき給与から控除して支払うものとする。

- 2 職員が給与の全部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、給与の支払について必要な事項は、別に定めるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第38条 この規程の実施について必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(本給表)

- 2 この規程第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員(以下「承継職員」という。)の施行日における第5条

第2項に規定する本給表は、行政職俸給表については一般職本給表を、教育職俸給表については教育研究職本給表を、医療職俸給表については看護職本給表を、指定職俸給表については指定職本給表を、それぞれ適用する。

(本給月額)

- 3 前項の適用を受ける職員の施行日における本給については、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格、降格、昇給又は他の本給表を適用することとなる職員については、給与法及び人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準) の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし本給を決定する。

(昇給停止に関する経過措置)

- 4 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成10年法律第120号)附則第11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第12条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、別に定めるところにより、昇給させることができる。

(地域手当の異動保障)

- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた職員の施行日以後における地域手当の支給については、給与法第11条の7が適用された日から3年を経過するまでの間、第16条の規定を準用し支給する。

(扶養手当等)

- 6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第14条に規定する扶養手当、第17条に規定する住居手当、第18条に規定する通勤手当及び第21条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のおりとする。

(休職者の給与)

- 7 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する休職者の給与の適用を受けていた職員の施行日における第30条に規定する休職者の給与については、従前のおりとする。

(育児休業等の給与)

- 8 承継職員のうち、施行日の前日において国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日における第31条に規定する育児休業等の給与については、従前のおりとする。

附 則 (平成17年11月15日規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え等)

- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において別表1から別表4までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定め

るものとする。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は本給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附 則 (平成18年3月7日規程第16号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第4までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び第6項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 4 第2項後段の規定により新級を決定される職員(第6項に規定する職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。
- 5 切替日の前日において指定職本給表の適用を受けていた職員の新号給は、旧号給に対応する附則別表第4の新号給欄に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え)

- 6 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第4までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給又は本給月額は別に定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 7 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 8 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、改正前の給与規程及びこれに基づく細則の規定に従って定められたものでなければならない。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 9 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給

月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

- 10 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 11 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。
- 12 第9項から第11項の規定による本給を支給される職員に関する給与規程第13条第2項、第15条第2項、第27条第2項の規定の適用については、給与規程第13条第2項及び第27条第2項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第9項から第11項の規定による本給の額との合計額」と、給与規程第15条第2項中「調整前の本給月額」とあるのは「調整前の本給月額と附則第9項から第11項の規定による本給の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例）

- 13 平成22年3月31日までの間における給与規程の適用については、以下のとおりとする。
- 一 第12条第2項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。
- 二 第12条第3項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」、「2号給」とあるのは「1号給」とする。

（平成19年3月31日までの間における地域手当の支給割合）

- 14 平成19年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、同条第一号中「100分の12」とあるのは「100分の11」と、同条第2号中「100分の10」とあるのは「100分の4」とする。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

本給表	旧級	新級
一般職本給表（一）	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級

		1 0 級
一般職本給表 (二)	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
教育研究職本給表	5 級	5 級
		6 級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表（附則第3項関係）

イ 一般職本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上 9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上 6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上 9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上 6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上 9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上 6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上 9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8

旧号給	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
8	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上 6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上 9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上 6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上 9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上 9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上 6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上 9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上 9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上 9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上 6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上 9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上 6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上 9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上 6月未満		86	66	57	70	57	54	50	46	

旧号給	旧級 経過期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
17	6月以上 9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上 6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上 9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上 6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上 9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上 6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上 9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上 6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上 9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上 6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上 9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上 6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上 9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上 6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上 9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上 6月未滿			98	73	102					
	6月以上 9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					

旧号給	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上 6月未満			102	75	106					
	6月以上 9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上 6月未満			106	78						
	6月以上 9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上 6月未満			110	82						
	6月以上 9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上 6月未満			114							
	6月以上 9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上 6月未満			118							
	6月以上 9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上 6月未満			122							
	6月以上 9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上 6月未満			125							
	6月以上 9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ロ 一般職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上 6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上 9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上 9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上 9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上 6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上 9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上 6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上 9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上 6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上 9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上 6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上 9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上 6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上 9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上 6月未満	30	30	26	38	18	14

旧号給	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
9	6月以上 9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上 6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上 9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上 6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上 9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上 6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上 9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上 6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上 9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上 6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上 9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上 6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上 9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上 6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上 9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上 6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上 9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49

旧号給	経過期間	旧級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上 6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上 9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上 6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上 9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上 6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上 9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上 6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上 9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上 6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上 9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上 6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上 9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上 6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上 9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上 6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上 9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上 6月未満	98	98	82	106	86	

旧号給	旧級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間							
26	6月以上 9月未満		99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満		100	100	84	108	88	
	12月以上		101	101	85	109	89	
27	3月未満		101	101	85	109	89	
	3月以上 6月未満		102	102	85	110	90	
	6月以上 9月未満		103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満		104	104	86	112	92	
	12月以上		105	105	87	113	93	
28	3月未満		105	105	87	113		
	3月以上 6月未満		106	106	87	114		
	6月以上 9月未満		107	107	88	115		
	9月以上12月未満		108	108	88	116		
	12月以上		109	109	89	117		
29	3月未満		109	109	89	117		
	3月以上 6月未満		110	110	90	118		
	6月以上 9月未満		111	111	91	119		
	9月以上12月未満		112	112	92	120		
	12月以上		113	113	93	121		
30	3月未満		113	113	93	121		
	3月以上 6月未満		114	114	93	122		
	6月以上 9月未満		115	115	94	123		
	9月以上12月未満		116	116	94	124		
	12月以上		117	117	95	125		
31	3月未満		117	117	95	125		
	3月以上 6月未満		118	118	95	126		
	6月以上 9月未満		119	119	96	127		
	9月以上12月未満		120	120	96	128		
	12月以上		121	121	97	129		
32	3月未満		121	121				
	3月以上 6月未満		121	122				
	6月以上 9月未満		121	123				
	9月以上12月未満		121	124				
	12月以上		121	125				
33	3月未満			125				
	3月以上 6月未満			126				
	6月以上 9月未満			127				
	9月以上12月未満			128				
	12月以上			129				

ハ 教育職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上 6月未満			1	1	1	1
	6月以上 9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	6	1	1	1
	6月以上 9月未満	7	7	7	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	10	10	2	1	1
	6月以上 9月未満	11	11	11	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1	1
	12月以上	13	13	13	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	5	1	1
	3月以上 6月未満	14	14	14	6	1	1
	6月以上 9月未満	15	15	15	7	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1	1
	12月以上	17	17	17	9	1	1
6	3月未満	17	17	17	9	1	1
	3月以上 6月未満	18	18	18	10	2	1
	6月以上 9月未満	19	19	19	11	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4	1
	12月以上	21	21	21	13	5	1
7	3月未満	21	21	21	13	5	1
	3月以上 6月未満	22	22	22	14	6	1
	6月以上 9月未満	23	23	23	15	7	1
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8	1
	12月以上	25	25	25	17	9	1
8	3月未満	25	25	25	17	9	1
	3月以上 6月未満	26	26	26	18	10	1
	6月以上 9月未満	27	27	27	19	11	1
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12	1
	12月以上	29	29	29	21	13	1
9	3月未満	29	29	29	21	13	1
	3月以上 6月未満	30	30	30	22	14	1

旧号給	旧級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間							
9	6月以上 9月未満		31	31	31	23	15	1
	9月以上12月未満		32	32	32	24	16	1
	12月以上		33	33	33	25	17	1
10	3月未満		33	33	33	25	17	1
	3月以上 6月未満		34	34	34	26	18	1
	6月以上 9月未満		35	35	35	27	19	1
	9月以上12月未満		36	36	36	28	20	1
	12月以上		37	37	37	29	21	1
11	3月未満		37	37	37	29	21	1
	3月以上 6月未満		38	38	38	30	22	1
	6月以上 9月未満		39	39	39	31	23	1
	9月以上12月未満		40	40	40	32	24	1
	12月以上		41	41	41	33	25	1
12	3月未満		41	41	41	33	25	1
	3月以上 6月未満		42	42	42	34	26	1
	6月以上 9月未満		43	43	43	35	27	1
	9月以上12月未満		44	44	44	36	28	1
	12月以上		45	45	45	37	29	1
13	3月未満		45	45	45	37	29	1
	3月以上 6月未満		46	46	46	38	30	1
	6月以上 9月未満		47	47	47	39	31	1
	9月以上12月未満		48	48	48	40	32	1
	12月以上		49	49	49	41	33	1
14	3月未満		49	49	49	41	33	1
	3月以上 6月未満		50	50	50	42	34	1
	6月以上 9月未満		51	51	51	43	35	1
	9月以上12月未満		52	52	52	44	36	1
	12月以上		53	53	53	45	37	1
15	3月未満		53	53	53	45	37	1
	3月以上 6月未満		54	54	54	46	38	1
	6月以上 9月未満		55	55	55	47	39	1
	9月以上12月未満		56	56	56	48	40	1
	12月以上		57	57	57	49	41	1
16	3月未満		57	57	57	49	41	1
	3月以上 6月未満		58	58	58	50	42	1
	6月以上 9月未満		59	59	59	51	43	1
	9月以上12月未満		60	60	60	52	44	1
	12月以上		61	61	61	53	45	1
17	3月未満		61	61	61	53	45	1
	3月以上 6月未満		62	62	62	54	46	1
	6月以上 9月未満		63	63	63	55	47	1
	9月以上12月未満		64	64	64	56	48	1
	12月以上		65	65	65	57	49	1

旧号給	経過期間	旧級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
18	3月未満	65	65	65	57	49	1
	3月以上 6月未満	66	66	66	58	50	1
	6月以上 9月未満	67	67	67	59	51	1
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52	1
	12月以上	69	69	69	61	53	1
19	3月未満	69	69	69	61	53	1
	3月以上 6月未満	70	70	70	62	54	1
	6月以上 9月未満	71	71	71	63	55	1
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56	1
	12月以上	73	73	73	65	57	1
20	3月未満	73	73	73	65	57	1
	3月以上 6月未満	74	74	74	66	58	2
	6月以上 9月未満	75	75	75	67	59	3
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60	4
	12月以上	77	77	77	69	61	5
21	3月未満	77	77	77	69	61	5
	3月以上 6月未満	78	78	78	70	62	6
	6月以上 9月未満	79	79	79	71	63	7
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64	8
	12月以上	81	81	81	73	65	9
22	3月未満	81	81	81	73	65	9
	3月以上 6月未満	82	82	82	74	66	9
	6月以上 9月未満	83	83	83	75	67	10
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68	10
	12月以上	85	85	85	77	69	11
23	3月未満	85	85	85	77	69	11
	3月以上 6月未満	86	86	86	78	70	11
	6月以上 9月未満	87	87	87	79	71	12
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72	12
	12月以上	89	89	89	81	73	13
24	3月未満	89	89	89	81		
	3月以上 6月未満	90	90	90	82		
	6月以上 9月未満	91	91	91	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	84		
	12月以上	93	93	93	85		
25	3月未満	93	93	93	85		
	3月以上 6月未満	94	94	94	86		
	6月以上 9月未満	95	95	95	87		
	9月以上12月未満	96	96	96	88		
	12月以上	97	97	97	89		
26	3月未満	97	97	97	89		
	3月以上 6月未満	98	98	98	90		
	6月以上 9月未満	99	99	99	91		

旧号給	旧級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間							
26	9月以上12月未満		100	100	100	92		
	12月以上		101	101	101	93		
27	3月未満		101	101	101			
	3月以上 6月未満		102	102	102			
	6月以上 9月未満		103	103	103			
	9月以上12月未満		104	104	104			
	12月以上		105	105	105			
28	3月未満		105	105	105			
	3月以上 6月未満		106	106	106			
	6月以上 9月未満		107	107	107			
	9月以上12月未満		108	108	108			
	12月以上		109	109	109			
29	3月未満		109	109				
	3月以上 6月未満		110	110				
	6月以上 9月未満		111	111				
	9月以上12月未満		112	112				
	12月以上		113	113				
30	3月未満		113	113				
	3月以上 6月未満		114	114				
	6月以上 9月未満		115	115				
	9月以上12月未満		116	116				
	12月以上		117	117				
31	3月未満		117	117				
	3月以上 6月未満		118	118				
	6月以上 9月未満		119	119				
	9月以上12月未満		120	120				
	12月以上		121	121				
32	3月未満		121	121				
	3月以上 6月未満		122	122				
	6月以上 9月未満		123	123				
	9月以上12月未満		124	124				
	12月以上		125	125				
33	3月未満		125	125				
	3月以上 6月未満		126	126				
	6月以上 9月未満		127	127				
	9月以上12月未満		128	128				
	12月以上		129	129				
34	3月未満		129	129				
	3月以上 6月未満		130	130				
	6月以上 9月未満		131	131				
	9月以上12月未満		132	132				
	12月以上		133	133				

旧号給	旧級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間							
35	3月未満		133					
	3月以上 6月未満		134					
	6月以上 9月未満		135					
	9月以上12月未満		136					
	12月以上		137					
36	3月未満		137					
	3月以上 6月未満		138					
	6月以上 9月未満		139					
	9月以上12月未満		140					
	12月以上		141					
37	3月未満		141					
	3月以上 6月未満		142					
	6月以上 9月未満		143					
	9月以上12月未満		144					
	12月以上		145					
38	3月未満		145					
	3月以上 6月未満		146					
	6月以上 9月未満		147					
	9月以上12月未満		148					
	12月以上		149					

ニ 看護職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上 9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上 6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上 9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上 6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上 9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上 6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上 9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上 6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上 9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上 6月未満	30	30	30	26	22	18	14

旧号給	旧級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	経過期間								
9	6月以上 9月未満		31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満		32	32	32	28	24	20	16
	12月以上		33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満		33	33	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未満		34	34	34	30	26	22	18
	6月以上 9月未満		35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満		36	36	36	32	28	24	20
	12月以上		37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満		37	37	37	33	29	25	21
	3月以上 6月未満		38	38	38	34	30	26	22
	6月以上 9月未満		39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満		40	40	40	36	32	28	24
	12月以上		41	41	41	37	33	29	25
12	3月未満		41	41	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未満		42	42	42	38	34	30	26
	6月以上 9月未満		43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満		44	44	44	40	36	32	28
	12月以上		45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満		45	45	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未満		46	46	46	42	38	34	30
	6月以上 9月未満		47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満		48	48	48	44	40	36	32
	12月以上		49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満		49	49	49	45	41	37	33
	3月以上 6月未満		50	50	50	46	42	38	34
	6月以上 9月未満		51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満		52	52	52	48	44	40	36
	12月以上		53	53	53	49	45	41	37
15	3月未満		53	53	53	49	45	41	37
	3月以上 6月未満		54	54	54	50	46	42	38
	6月以上 9月未満		55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満		56	56	56	52	48	44	40
	12月以上		57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満		57	57	57	53	49	45	41
	3月以上 6月未満		58	58	58	54	50	46	42
	6月以上 9月未満		59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満		60	60	60	56	52	48	44
	12月以上		61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満		61	61	61	57	53	49	45
	3月以上 6月未満		62	62	62	58	54	50	46
	6月以上 9月未満		63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満		64	64	64	60	56	52	48
	12月以上		65	65	65	61	57	53	49

旧号給	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	経過期間							
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上 6月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上 9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上 6月未満	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上 9月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上 6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上 9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上 6月未満	78	78	78	74	70	66	
	6月以上 9月未満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上 6月未満	82	82	82	78	74	69	
	6月以上 9月未満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上 6月未満	86	86	86	82	78		
	6月以上 9月未満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未満	89	89	89	85	81		
	3月以上 6月未満	90	90	90	86	82		
	6月以上 9月未満	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未満	93	93	93	89			
	3月以上 6月未満	94	94	94	90			
	6月以上 9月未満	95	95	95	91			
	9月以上12月未満	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未満	97	97	97	93			
	3月以上 6月未満	98	98	98	94			
	6月以上 9月未満	99	99	99	95			

旧号給	旧級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	経過期間								
26	9月以上12月未満		100	100	100	96			
	12月以上		101	101	101	97			
27	3月未満		101	101	101	97			
	3月以上 6月未満		102	102	102	98			
	6月以上 9月未満		103	103	103	99			
	9月以上12月未満		104	104	104	100			
	12月以上		105	105	105	101			
28	3月未満		105	105	105	101			
	3月以上 6月未満		106	106	106	102			
	6月以上 9月未満		107	107	107	103			
	9月以上12月未満		108	108	108	104			
	12月以上		109	109	109	105			
29	3月未満		109	109	109				
	3月以上 6月未満		110	110	110				
	6月以上 9月未満		111	111	111				
	9月以上12月未満		112	112	112				
	12月以上		113	113	113				
30	3月未満		113	113	113				
	3月以上 6月未満		114	114	114				
	6月以上 9月未満		115	115	115				
	9月以上12月未満		116	116	116				
	12月以上		117	117	117				
31	3月未満		117	117	117				
	3月以上 6月未満		118	118	118				
	6月以上 9月未満		119	119	119				
	9月以上12月未満		120	120	120				
	12月以上		121	121	121				
32	3月未満		121	121					
	3月以上 6月未満		122	122					
	6月以上 9月未満		123	123					
	9月以上12月未満		124	124					
	12月以上		125	125					
33	3月未満		125	125					
	3月以上 6月未満		126	126					
	6月以上 9月未満		127	127					
	9月以上12月未満		128	128					
	12月以上		129	129					
34	3月未満		129	129					
	3月以上 6月未満		130	130					
	6月以上 9月未満		131	131					
	9月以上12月未満		132	132					
	12月以上		133	133					

旧号給	経過期間	旧級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
35	3月未満	133	133					
	3月以上 6月未満	134	134					
	6月以上 9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未満	137	137					
	3月以上 6月未満	138	138					
	6月以上 9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上 6月未満	142	142					
	6月以上 9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未満	145	145					
	3月以上 6月未満	146	146					
	6月以上 9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上 6月未満	150						
	6月以上 9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上 6月未満	154						
	6月以上 9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上 6月未満	158						
	6月以上 9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表（附則第4項関係）

イ 旧級が一般職本給表（一）の11級である職員の新号給

旧号給	新級		
	経過期間		
1	3月未満	1	10級
	3月以上 6月未満	1	10級
	6月以上 9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
2	3月未満	1	10級
	3月以上 6月未満	1	10級
	6月以上 9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
3	3月未満	1	10級
	3月以上 6月未満	1	10級
	6月以上 9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
4	3月未満	1	10級
	3月以上 6月未満	1	10級
	6月以上 9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
5	3月未満	1	10級
	3月以上 6月未満	1	10級
	6月以上 9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
6	3月未満	1	10級
	3月以上 6月未満	1	10級
	6月以上 9月未満	1	10級
	9月以上12月未満	1	10級
	12月以上	1	10級
7	3月未満	1	10級
	3月以上 6月未満	2	10級
	6月以上 9月未満	3	10級
	9月以上12月未満	4	10級
	12月以上	5	10級
8	3月未満	5	10級
	3月以上 6月未満	6	10級
	6月以上 9月未満	7	10級
	9月以上12月未満	8	10級

旧号給	新級		9 級	1 0 級
	経過期間			
8	12月以上		9	1
9	3月未満		9	1
	3月以上 6月未満		10	1
	6月以上 9月未満		11	1
	9月以上12月未満		12	1
	12月以上		13	1
10	3月未満		13	1
	3月以上 6月未満		14	1
	6月以上 9月未満		15	1
	9月以上12月未満		16	1
	12月以上		17	1
11	3月未満		17	1
	3月以上 6月未満		18	1
	6月以上 9月未満		19	1
	9月以上12月未満		20	1
	12月以上		21	1
12	3月未満		21	1
	3月以上 6月未満		22	2
	6月以上 9月未満		23	3
	9月以上12月未満		24	4
	12月以上		25	5
13	3月未満		25	5
	3月以上 6月未満		26	6
	6月以上 9月未満		27	7
	9月以上12月未満		28	8
	12月以上		29	9
14	3月未満		29	9
	3月以上 6月未満		30	10
	6月以上 9月未満		31	11
	9月以上12月未満		32	12
	12月以上		33	13
15	3月未満		33	13
	3月以上 6月未満		34	13
	6月以上 9月未満		35	13
	9月以上12月未満		36	14
	12月以上		37	14

附則別表第4 指定職本給表の適用を受ける職員の号給の切替表（附則第5項関係）

旧号給	新号給
1から3まで	1
4	2
5	3
6	4
7	5
8	6
9	7
10	8
11	9

附則（平成18年9月6日規程第19号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年9月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 平成18年4月1日から施行日の前日までに第33条及び第35条の適用を受けた職員で、改正後の規定を適用した場合に不利となる職員については、改正前の規定を適用する。

附則（平成19年3月19日規程第52号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
（平成20年3月31日までの間における地域手当の支給割合）
- 2 平成20年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、「100分の10」とあるのは「100分の5」とする。

附則（平成19年12月4日規程第16号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年12月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第26条の規定については平成19年12月1日より適用する。
（平成20年3月31日までの間における地域手当の支給割合）
- 2 平成20年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、「100分の10」とあるのは「100分の5.5」とする。

附則（平成20年3月25日規程第17号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
（平成21年3月31日までの間における地域手当の支給割合）
- 2 平成21年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、「100分

の10」とあるのは「100分の7」とする。

附 則 （平成21年3月3日規程第85号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 （平成21年6月23日規程第5号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年6月23日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例）
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第25条第2項及び第26条第2項の規定の適用については、第25条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第26条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則 （平成21年11月24日規程第11号）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 削除

附 則 （平成22年3月19日規程第64号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年7月21日規程第82号）

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 （平成22年11月30日規程第100号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
（本給の差額支給を受ける職員の取扱い）
- 2 本規程（平成21年12月1日施行）附則第2項を次のとおり改正する。
 - 2 削除
- 3 本規程（平成18年4月1日施行）附則第9項の適用については、同項中「本給月額に」とあるのは「本給月額（次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」と、「相当する額を」とあるのは「相当する額（本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を」とし、同項に次の各号を加える。
 - 一 適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員 100分の99.59

本給表	職務の級	号給
一般職本給表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで

	3級	1号給から8号給まで
一般職本給表(二)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
教育研究職本給表	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
看護職本給表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

二 指定職本給表の適用を受ける職員 100分の99.44

三 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

(特定職員についての特例)

4 当分の間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号級がその職務の級における最低の号給でない者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第34条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定職員が同条の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、第6項及び第7項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この項及び第6項において「本給月額減額基礎額」という。））

二 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

三 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（別に定める職員にあっては、役職段階別加算額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、管理職加算額を加算した額。）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第25条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員

が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額合計額（別に定める職員にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額合計額に、当該合計額に別に定める割合を乗じて得た額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、本給月額減額基礎額に別に定める割合を乗じて得た額を加算した額。）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

四 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額（別に定める職員にあっては、役職段階別加算額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、管理職加算額を加算した額。以下「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第26条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額合計額（別に定める職員にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額に、当該合計額に別に定める割合を乗じて得た額、さらに管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、本給月額減額基礎額に別に定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第26条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

五 第30条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第30条第1項 前各号に定める額

ロ 第30条第2項 第1号、第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第30条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額

ニ 第30条第4項又は第6項 第1号、第2号及び第3号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額

本給表	職務の級
一般職本給表(一)	6級
教育研究職本給表	5級
看護職本給表	6級

5 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

6 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第21条から第22条まで及び第33条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、第32条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当

の月額合計額に12を乗じ、その額をその年度の日数から休日の日数を差し引いた日数に7.75を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額に12を乗じ、その額をその年度の日数から休日の日数を差し引いた日数に7.75を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

7 附則第4項の規定が適用される間、第26条第1項第2号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号イに掲げる職員で附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定管理職員にあつては100分の1.275）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定管理職員にあつては100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

8 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する国立大学法人電気通信大学職員育児休業規程第30条の適用については、同条中「給与規程に規定する勤務1時間あたりの給与」の額は、附則第6項の規定による額とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

9 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則4項の規定に適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則 （平成23年3月29日規程第128号）

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年4月1日における号給の調整）

2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第12条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

3 国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程（以下「育児休業等規程」という。）第18条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額は、当該号給に応じた額に、育児休業等規程第24条の規定により読み替えられた勤務時間規程第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則 （平成23年7月20日規程第25号）

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則 （平成24年3月30日規程第80号）

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(本給の差額支給を受ける職員の取扱い)

2 本規程(平成18年4月1日施行)附則第9項の適用については、同項中「本給月額に」とあるのは「本給月額(次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)」に」とし、「には」の後に「、平成26年3月31日までの間」を加え、「相当する額を」とあるのは「相当する額(本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。))にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を」とし、同項に次の各号を加える。

一 適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員 100分の99.1

本給表	職務の級	号給
一般職本給表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職本給表(二)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
教育研究職本給表	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
看護職本給表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

二 指定職本給表の適用を受ける職員 100分の98.94

三 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

(号給調整)

3 平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日において、人事院が別に定める年齢に満たない職員については、人事院規則に準じ、この日における号給を1号給(特に調整の必要のある場合には、2号給)上位の号給とする。

附 則 (平成24年6月26日規程第103号)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。

(特例期間における給与減額措置について)

2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)

においては、第5条第2項各号に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額（本規程（平成18年4月1日施行）附則第9項の規定による本給を含み、当該職員が第34条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた本給月額（本規程（平成18年4月1日施行）附則第9項の規定による本給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の本給表欄に掲げる本給表及び同表の職務の級欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の割合欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割合
一般職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職本給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育研究職本給表	2級以下	100分の4.77
	3級、4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
看護職本給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
指定職本給表	全ての号給	100分の9.77

3 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 三 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 四 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 五 第30条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
 - イ 第30条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 第30条第2項 前項並びに第二号及び第三号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第30条第3項 前項及び第二号に定める額に、同条第3項の規定により当該職

員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- ニ 第30条第4項及び第6項 前項並びに第二号及び第三号に定める額に、同条第4項及び第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、第32条の規定の適用については、同条中「本給の月額」とあるのは「本給の月額から本規程（平成24年7月1日施行）附則第2項に定める額に相当する額を減じた額」とし、「管理職手当の月額」とあるのは「管理職手当の月額から本規程（平成24年7月1日施行）附則第3項第一号に定める額に相当する額を減じた額」とする。
- 5 特例期間においては、本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第二号から第五号の規定の適用については、第2項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第二号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第二号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第三号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第三号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第四号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第四号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第五号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第二号及び第三号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第二号及び第三号」と、同号ハ中「前項及び第二号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第二号」とする。

（端数計算）

- 6 この附則により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 （平成25年12月25日規程第20号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 （平成26年3月25日規程第85号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
（本給の差額支給を受ける職員の取扱い）
- 2 本規程（平成18年4月1日施行）附則第9項の適用については、平成24年4月1日付附則第2項の規程にかかわらず、同項中「本給月額に」とあるのは「本給月額（次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」とし、「相当する額を」とあるのは「相当する額（本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場

合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額を」とし、同項に次の各号を加える。

一 適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員 100分の99.1

本給表	職務の級	号給
一般職本給表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職本給表(二)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
教育研究職本給表	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
看護職本給表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

二 指定職本給表の適用を受ける職員 100分の98.94

三 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

附 則 (平成26年12月1日規程第19号)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第26条及び附則第4項の規定については平成26年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

3 平成27年3月31日までの間における第12条第2項(育児休業等規程第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

(特定職員についての特例)

4 本規程(平成22年12月1日)附則第7項を次のとおり改正する。

附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375(特定管理職員にあっては100分の1.5375)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5(特定管理職員にあっては

100分の102.5)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 (平成27年3月26日規程第66号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員および別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(本給の切替えに伴う経過措置)
- 3 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。ただし、切替日前日に本規程(平成18年4月1日施行)附則第9項が適用されている職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給に達しないこととなるものについては、当分の間、本給月額のほか、その差額に相当する額(特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)については、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときには、当該職員には別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、本給を支給する。
- 6 第3項から第5項の規定による本給を支給される職員に関する給与規程第13条第2項、第15条第2項の規定の適用については、給与規程第13条第2項「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第3項から第5項の規定による本給の額との合計額」と、給与規程第15条第2項中「調整前の本給月額」とあるのは「調整前の本給月額と附則第3項から第5項の規定による本給の額との合計額」とする。
(平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合)
- 7 平成28年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、同項中「100分の16」とあるのは「100分の13」とする。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

- 8 平成30年3月31日までの間における第19条第2項の適用については、「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

(特定職員についての特例)

- 9 本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項中、「当分の間」とあるのは「平成30年3月31日までの間」とする。ただし、切替日前日に本規程(平成18年4月1日施行)附則第9項が適用されている職員を除く。
- 10 本規程(平成26年12月1日施行)附則第4項を次のとおり改正する。

本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125(特定管理職員にあっては100分の1.425)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75(特定管理職員にあっては100分の95)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 (平成27年9月29日規程第7号)

この規程は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月23日規程第123号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合)

- 2 本規程(平成27年4月1日施行)附則第7項を次のとおり改正する。

平成28年3月31日までの間における第16条第2項の適用については、同項中「100分の16」とあるのは「100分の15」とする。

(特定職員についての特例)

- 3 本規程(平成27年4月1日施行)附則第10項を次のとおり改正する。

本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.125(特定管理職員にあっては100分の100分の1.425)、12月に支給する場合には100分の1.275(特定管理職員にあっては100分の1.575)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合には100分の75(特定管理職員にあっては100分の95)、12月に支給する場合には100分の85(特定管理職員にあっては100分の105)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(特定職員等に対する給与の支給等の特例)

- 4 本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項に規定する特定職員であり、かつ、平成27年4月1日前に55歳に達した者であって、同項の規定による本給を支給される者(以下「経過措置額支給特定職員」という。)に対する平成27年4月1日から施行日の

属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項から第7項まで（第6項を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の規定により支給されるべき額が、改正前の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

一 本給（第30条第2項から第4項までおよび第6項の規定により支給する場合、第34条の規定により半額を減ずる場合又は第35条の規定により日割計算により支給する場合におけるものに限る。）

二 地域手当

三 超過勤務手当

四 休日給

五 期末手当

六 勤勉手当

5 経過措置額支給特定職員（第2項の適用を受ける職員を除く。）に対する平成27年4月1日から施行日の属する月の末日までの間に係る第33条の規定による給与の減額に当たっては、この項から第7項まで（第6項を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。この場合における第33条第2項に規定する本給に対応する額及び地域手当に対応する額は、それぞれ改正前の規定による額に相当する額とする。

6 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において、平成27年改正国立大学法人電気通信大学職員給与規程附則第3項から第5項までの規定による本給支給細則（以下「平成27年改正本給支給細則」という。）第3条第1項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する本規程（平成27年4月1日施行）附則第4項又は第5項の規定による本給については、平成27年改正本給支給細則第3条又は第4条の規定にかかわらず、平成27年改正本給支給細則第3条第1項第2号中「対応する本給月額に」とあるのは「対応する本給月額（同日が給与規程（平成28年3月1日施行）の施行日より前であるときは改正前の給与規程の規定による本給月額。以下この号において同じ。）に」と、「当該降格後に受けることとなる号給」とあるのは、「当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が給与規程（平成28年3月1日施行）の施行日より前であるときは、初任給等細則（平成28年3月1日施行）の改正前の初任給等細則の規定による号給）」と読み替えて、平成27年改正本給支給細則の規定を適用した場合の本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給の額に相当する額を、同附則第4項または第5項の規定による本給として支給する。

7 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の規定による本給月額から、本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額（第34条の規定の適用を受ける職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）が、改正前の規定に

よる本給月額から、本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額（第34条の規定の適用を受ける職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）に達しないときにおける平成27年改正本給支給細則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。ただし、経過措置額支給特定職員に対して支給される第4項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第33条の規定による給与の減額の額の算定の基礎になる場合における本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給については適用しない。

附 則 （平成28年3月23日規程第125号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
（本規程（平成27年4月1日施行）附則第8項の取扱いについて）
- 2 この規程の施行日以降において、本規程（平成27年4月1日施行）附則第8項の規定については、適用しないものとする。
（特定職員についての特例）
- 3 本規程（平成27年4月1日施行）附則第10項を次のとおり改正する。
本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2（特定管理職員にあっては100分の1.5）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80（特定管理職員にあっては100分の100）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 （平成28年12月1日規程第42号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第26条の規定については平成28年12月1日から適用する。
（特定職員についての特例）
- 2 本規程（平成28年4月1日）附則第3項を次のとおり改正する。
本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35（特定管理職員にあっては100分の1.65）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90（特定管理職員にあっては100分の110）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
（特定職員等に対する給与の支給等の特例）
- 3 本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項に規定する特定職員であり、かつ、平成

28年4月1日前に55歳に達した者であって、同項の規定による本給を支給される者（以下「経過措置額支給特定職員」という。）に対する平成28年4月1日から施行日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項から第6項まで（第5項を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の規定により支給されるべき額が、改正前の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

一 本給（第30条第2項から第4項までおよび第6項の規定により支給する場合、第34条の規定により半額を減ずる場合又は第35条の規定により日割計算により支給する場合におけるものに限る。）

二 地域手当

三 超過勤務手当

四 休日給

五 期末手当

六 勤勉手当

4 経過措置額支給特定職員（第2項の適用を受ける職員を除く。）に対する平成28年4月1日から施行日の属する月の末日までの間に係る第33条の規定による給与の減額に当たっては、この項から第6項まで（次項を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。この場合における第33条第2項に規定する本給に対応する額及び地域手当に対応する額は、それぞれ改正前の規定による額に相当する額とする。

5 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、平成27年改正国立大学法人電気通信大学職員給与規程附則第3項から第5項までの規定による本給支給細則（以下「平成27年改正本給支給細則」という。）第3条第1項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する本規程（平成27年4月1日施行）附則第4項又は第5項の規定による本給については、平成27年改正本給支給細則第3条又は第4条の規定にかかわらず、平成27年改正本給支給細則第3条第1項第2号中「対応する本給月額に」とあるのは「対応する本給月額（同日が給与規程（平成28年12月1日施行）の施行日より前であるときは改正前の給与規程の規定による本給月額。以下この号において同じ。）に」と、「当該降格後に受けることとなる号給」とあるのは、「当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が給与規程（平成28年12月1日施行）の施行日より前であるときは、初任給等細則（平成28年12月1日施行）の改正前の初任給等細則の規定による号給）」と読み替えて、平成27年改正本給支給細則の規定を適用した場合の本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給の額に相当する額を、同附則第4項または第5項の規定による本給として支給する。

6 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の規定による本給月額から、本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額（第34条の規定の適用を受け

る職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)が、改正前の規定による本給月額から、本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額(第34条の規定の適用を受ける職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)に達しないときにおける平成27年改正本給支給細則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。ただし、経過措置額支給特定職員に対して支給される第4項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第33条の規定による給与の減額の額の算定の基礎になる場合における本規程(平成27年4月1日施行)附則第3項から第5項までの規定による本給については、適用しない。

附 則 (平成28年12月27日規程第54号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後のこの規程第31条第三号の規定は、この規程施行の日以後の介護休業の期間について適用し、同日前の介護休業の期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月22日規程第117号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(特定職員についての特例)
- 2 本規程(平成28年12月1日施行)附則第2項を次のとおり改正する。
本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275(特定管理職員にあっては100分の1.575)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85(特定管理職員にあっては100分の105)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。
(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の第14条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第14条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育研究職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「一般職(一)8級職員等」という。))にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族

たる子」という。)については一人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については一人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち一人については9,000円)」と、第5項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日とする。」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日とする。 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。) 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、第6項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職(一)9級以上職員等以外の職員から一般職(一)9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある

職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第14条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第14条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育研究職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職（一）9級以上職員等以外の職員から一般職（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

5 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第14条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、第14条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる

配偶者、父母等」という。))と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「が5級」とあるのは「が5级以上」と、「一般職(一)8級職員等」とあるのは「一般職(一)8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族(一般職(一)9级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職(一)9级以上職員等から一般職(一)9级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職(一)9级以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職(一)9级以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族(一般職(一)9级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、一般職(一)9级以上職員等から一般職(一)9级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9级以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職(一)9级以上職員等以外の職員から一般職(一)9级以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9级以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(一般職(一)9级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職(一)8級職員等が一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9级以上職員等」とあるのは「一般職(一)8级以上職員等が一般職(一)8级以上職員等」と、同項第6号中「一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9级以上職員等」とあるのは「一般職(一)8级以上職員等」と、「が一般職(一)8級職員等」とあるのは「が一般職(一)8级以上職員等」とする。

附 則 (平成29年12月20日規程第19号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(特定職員についての特例)
- 2 本規程(平成28年4月1日)附則第3項を次のとおり改正する。

本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程(平成22年12月1日施行)附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合には100分の1.275(特定管理職員にあつては100分の1.575)、12月に支給する場合には100分の1.425(特定管理職員にあつては100分の1.725)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは、100分の85(特定管理職員にあつては100分の105)、12月に支給する時は100

分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（特定職員等に対する給与の支給等の特例）

- 3 本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項に規定する特定職員であり、かつ、平成29年4月1日前に55歳に達した者であって、同項の規定による本給を支給される者（以下「経過措置額支給特定職員」という。）に対する平成29年4月1日から施行日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項から第6項まで（第5項を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の規定により支給されるべき額が、改正前の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。
 - 一 本給（第30条第2項から第4項までおよび第6項の規定により支給する場合、第34条の規定により半額を減ずる場合又は第35条の規定により日割計算により支給する場合におけるものに限る。）
 - 二 地域手当
 - 三 超過勤務手当
 - 四 休日給
 - 五 期末手当
 - 六 勤勉手当
- 4 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る第33条の規定による給与の減額に当たっては、この項から第6項まで（次項を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。この場合における第33条第2項に規定する本給に対応する額及び地域手当に対応する額は、それぞれ改正前の規定による額に相当する額とする。
- 5 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において、「平成27年改正国立大学法人電気通信大学職員給与規程附則第3項から第5項までの規定による本給支給細則」（以下「平成27年改正本給支給細則」という。）第3条第1項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する本規程（平成27年4月1日施行）附則第4項又は第5項の規定による本給については、平成27年改正本給支給細則第3条又は第4条の規定にかかわらず、平成27年改正本給支給細則第3条第1項第二号中「対応する本給月額に」とあるのは「対応する本給月額（同日が給与規程（平成30年1月1日施行）の施行日より前であるときは改正前の給与規程の規定による本給月額。以下この号において同じ。）に」と、「当該降格後に受けることとなる号給」とあるのは、「当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が給与規程（平成30年1月1日施行）の施行日より前であるときは、初任給等細則（平成28年12月1日施行）の改正前の初任給等細則の規定による号給）」と読み替えて、平成27年改正本給支給細則の規定を適用した場合の本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給の額に相当する額を、同附則第4項または第5項の規定による本給として支給する。
- 6 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員に

ついて、改正後の規定による本給月額から、本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額（第34条の規定の適用を受ける職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）が、改正前の規定による本給月額から、本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項第一号に定める額に相当する額を減じた額と本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給の額との合計額（第34条の規定の適用を受ける職員にあっては同条の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）に達しないときにおける平成27年改正本給支給細則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。ただし、経過措置額支給特定職員に対して支給される第3項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第33条の規定による給与の減額の額の算定の基礎になる場合における本規程（平成27年4月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による本給については、適用しない。

附 則 （平成30年3月28日規程第27号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
（平成30年4月1日における号給の調整）
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び別表第5に規定する指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において第12条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 3 国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程第15条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程第15条に規定する育児短時間勤務職員の本給月額は、当該号給に応じた額に、同規程第24条の規定により読み替えられた国立大学法人電気通信大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則 （平成30年6月13日規程第1号）

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 （平成30年12月19日規程第18号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
（特定職員についての特例）

2 本規程（平成28年4月1日）附則第3項を次のとおり改正する。

本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合には100分の1.35（特定管理職員にあつては100分の1.65）、12月に支給する場合には100分の1.425（特定管理職員にあつては100分の1.725）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは、100分の90（特定管理職員にあつては100分の110）、12月に支給する時は100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 （平成31年3月18日規程第53号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年3月20日規程第67号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年6月17日規程第6号）

この規程は、令和元年6月17日から施行する。

附 則 （令和元年9月11日規程第14号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 （令和元年12月18日規程第18号）

（施行期日）

1 この規程は、令和2年1月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（特定職員についての特例）

2 本規程（平成31年1月1日）附則第2項を次のとおり改正する。

本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合には100分の1.3875（特定管理職員にあつては100分の1.6875）、12月に支給する場合には100分の1.4625（特定管理職員にあつては100分の1.7625）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは、100分の92.5（特定管理職員にあつては100分の112.5）、12月に支給するときは100分の97.5（特定管理職員にあつては、100分の117.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 （令和2年3月18日規程第47号）

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（特定職員についての特例）

2 本規程（令和2年1月1日施行）附則第2項を次のとおり改正する。

本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程（平成22年12月1日施行）附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425（特定管理職員にあっては100分の1.725）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95（特定管理職員にあっては100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 （令和2年11月30日規程第30号）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月15日規程第59号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年9月13日規程第15号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 （令和4年4月13日規程第2号）

この規程は、令和4年4月13日から施行する。

附 則 （令和4年12月19日規程第60号）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年1月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（特定職員についての特例）

2 改正規程（令和2年3月18日規程第47号）附則第2項を次のとおり改正する。

改正規程（平成22年11月30日規程第100号。以下この項において同じ。）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で改正規程附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合には100分の1.425（特定管理職員にあっては100分の1.725）を、12月に支給する場合には100分の1.575（特定管理職員にあっては100分の1.875）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは、100分の95（特定管理職員にあっては100分の115）、12月に支給するときは100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 （令和4年12月19日規程第61号）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（特定職員についての特例）

2 改正規程（令和4年12月19日規程第60号）附則第2項を次のとおり改正する。

改正規程（平成22年11月30日規程第100号。以下この項において同じ。）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわ

らず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で改正規程附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.5（特定管理職員にあつては100分の1.8）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の100（特定管理職員にあつては100分の120）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 （令和5年6月19日規程第7号）
この規程は、令和5年6月19日から施行する。

附 則 （令和5年12月22日規程第42号）
（施行期日）

- 1 この細則は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
（特定職員についての特例）
- 2 本規程（令和4年12月19日規程第61号）附則第2項を次のとおり改正する。
本規程（平成22年11月30日規程第100号）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程（平成22年11月30日規程第100号）附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合には100分の1.425（特定管理職員にあつては100分の1.725）を、12月に支給する場合には100分の1.575（特定管理職員にあつては100分の1.875）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは、100分の95（特定管理職員にあつては100分の115）、12月に支給する時は100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 （令和5年12月22日規程第44号）
（施行期日）

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。
（特定職員についての特例）
- 2 本規程（令和5年12月22日第42号）附則第2項を次のとおり改正する。
本規程（平成22年11月30日規程第100号）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程（平成22年11月30日規程第100号）附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.5（特定管理職員にあつては100分の1.8）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の100（特定管理職員にあつては100分の120）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則 （令和7年2月21日規程第28号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年2月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
（特定職員についての特例）
- 2 本規程（令和5年12月22日規程第44号）附則第2項を次のとおり改正する。

本規程（平成22年11月30日規程第100号）附則第4項の規定が適用される間、第26条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本規程（平成22年11月30日規程第100号）附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合には100分の1.5375（特定管理職員にあつては100分の1.8375）を、12月に支給する場合には100分の1.6125（特定管理職員にあつては100分の1.9125）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは、100分の102.5（特定管理職員にあつては100分の122.5）、12月に支給する時は100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1 一般職本給表(一) 第5条関係

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500	
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800			
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200			
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600			
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000			

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300			
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600			
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000			
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300			
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600			
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900			
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800				
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100				
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400				
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600				
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900				
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200				
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500				
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700				
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000				
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300				
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500				
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700				
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000				
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300				
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500				
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700				
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000				
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300				
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500				
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700				
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000				
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300				
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500				
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700				
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500					
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800					
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000					
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200					
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500					
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800					
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000					
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200					
94		299,400	347,400							
95		299,700	347,800							
96		300,100	348,200							
97		300,300	348,400							
98		300,600	348,800							
99		301,000	349,200							
100		301,400	349,500							
101		301,600	349,800							
102		301,900	350,200							
103		302,200	350,600							
104		302,500	351,000							
105		302,700	351,500							
106		303,000	351,900							
107		303,300	352,300							
108		303,600	352,700							
109		303,800	353,200							
110		304,200	353,600							
111		304,600	353,900							
112		304,900	354,200							

別表第2 一般職本給表(二) 第5条関係

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
70	238,100	261,400	289,800	316,000	
71	238,400	261,700	290,300	316,500	
72	238,700	261,900	290,800	317,000	
73	238,900	262,100	291,300	317,300	
74	239,200	262,400	291,800	317,800	
75	239,500	262,700	292,200	318,300	
76	239,700	262,900	292,600	318,700	
77	239,900	263,100	293,000	318,900	
78	240,200	263,400	293,400	319,200	
79	240,500	263,700	293,800	319,400	
80	240,700	263,900	294,200	319,700	
81	240,900	264,100	294,600	320,000	
82	241,200	264,400	295,000	320,300	
83	241,500	264,700	295,400	320,600	
84	241,700	264,900	295,900	320,800	
85	241,900	265,100	296,200	321,000	
86	242,200	265,300	296,700	321,300	
87	242,500	265,600	297,200	321,600	
88	242,700	265,900	297,700	321,800	
89	242,900	266,100	298,000	322,000	
90	243,200	266,300	298,500	322,300	
91	243,500	266,600	299,000	322,600	
92	243,700	266,800	299,300	322,900	
93	243,900	267,100	299,700	323,100	
94	244,200	267,400	300,200	323,400	
95	244,500	267,700	300,700	323,700	
96	244,700	267,900	301,200	323,900	
97	244,900	268,100	301,500	324,100	
98	245,200	268,400	301,900	324,400	
99	245,400	268,600	302,400	324,700	
100	245,700	268,900	302,900	324,900	
101	245,900	269,100	303,300	325,100	

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
102	246,100	269,300	303,700		
103	246,400	269,600	304,000		
104	246,700	269,900	304,300		
105	246,900	270,100	304,600		
106	247,200	270,300	305,000		
107	247,500	270,600	305,300		
108	247,700	270,800	305,700		
109	247,900	271,100	306,000		
110	248,200	271,400	306,400		
111	248,500	271,700	306,800		
112	248,700	271,900	307,100		
113	248,900	272,100	307,300		
114	249,200	272,400	307,600		
115	249,500	272,600	307,900		
116	249,700	272,800	308,100		
117	249,900	273,100	308,300		
118	250,200	273,400	308,600		
119	250,500	273,700	308,900		
120	250,700	273,900	309,100		
121	250,900	274,100	309,300		
122		274,300	309,600		
123		274,600	309,900		
124		274,900	310,100		
125		275,100	310,300		
126		275,300	310,600		
127		275,600	310,900		
128		275,900	311,100		
129		276,100	311,300		
130		276,300	311,600		
131		276,600	311,900		
132		276,900	312,100		
133		277,100	312,300		
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

別表第3 教育研究職本給表 第5条関係

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	317,100	358,300	423,100	542,000
2	220,300	263,600	319,300	360,900	425,000	545,000
3	222,700	265,700	321,500	363,500	426,800	548,100
4	225,100	267,600	323,600	366,000	428,500	551,200
5	227,500	269,400	325,700	368,400	430,200	554,200
6	229,900	270,900	327,600	370,800	432,100	556,600
7	232,400	272,400	329,400	373,300	434,000	559,100
8	234,800	273,900	331,200	375,700	435,800	561,500
9	237,200	275,700	333,000	378,200	437,200	563,800
10	239,000	277,700	334,900	380,700	439,100	565,600
11	240,800	279,700	336,700	383,200	441,000	567,500
12	242,600	281,700	338,500	385,600	442,900	569,400
13	244,300	283,700	340,300	388,000	444,300	571,100
14	245,900	285,900	341,900	389,600	446,200	572,500
15	247,500	288,000	343,500	391,100	448,100	573,800
16	249,000	290,100	345,000	392,600	450,000	575,000
17	250,500	292,000	346,500	393,600	451,700	576,300
18	251,900	294,700	348,100	395,300	453,500	577,100
19	253,200	297,400	349,700	396,700	455,300	577,800
20	254,600	300,000	351,300	398,000	457,100	578,500
21	255,900	302,600	352,700	399,200	459,100	579,300
22	257,400	305,000	354,700	400,200	461,300	
23	258,900	307,400	356,700	401,200	463,700	
24	260,400	309,600	358,700	402,200	466,000	
25	261,900	311,800	360,500	403,100	468,000	
26	263,600	313,800	362,100	404,200	470,100	
27	265,300	315,800	363,700	405,300	472,200	
28	267,000	317,800	365,300	406,400	474,200	
29	268,600	319,800	366,600	407,500	476,200	
30	270,500	321,700	368,100	408,600	478,500	
31	272,400	323,600	369,500	409,700	480,700	
32	274,300	325,500	370,800	410,800	482,600	
33	276,100	327,300	372,100	411,900	484,500	
34	277,300	329,200	373,300	413,000	486,600	
35	278,500	331,100	374,500	414,100	488,800	
36	279,600	333,000	375,600	415,300	490,800	
37	280,600	334,700	376,700	416,300	492,900	
38	281,600	335,900	378,100	417,400	494,900	
39	282,600	337,000	379,400	418,500	496,800	
40	283,600	338,100	380,700	419,700	498,700	
41	284,600	338,700	382,000	420,600	500,700	
42	285,700	339,100	383,300	421,700	502,600	
43	286,800	339,500	384,600	422,800	504,300	
44	287,700	339,900	385,900	423,800	506,200	
45	288,600	340,500	387,200	424,800	508,100	
46	289,600	341,000	388,400	425,900	509,900	
47	290,600	341,500	389,600	427,000	511,700	
48	291,500	341,900	390,700	428,100	513,500	
49	292,400	342,300	391,800	429,100	515,200	
50	292,900	342,700	393,000	430,300	516,900	
51	293,300	343,100	394,100	431,500	518,700	

職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
52	293,900	343,500	395,200	432,700	520,500	
53	294,300	343,900	396,300	433,400	522,000	
54	294,700	344,300	397,500	434,300	523,600	
55	295,000	344,700	398,700	435,200	525,300	
56	295,400	345,100	399,800	436,000	526,900	
57	295,800	345,500	400,800	436,800	528,500	
58	296,300	345,900	401,800	437,700	529,800	
59	296,800	346,300	402,800	438,600	531,100	
60	297,200	346,700	403,700	439,400	532,300	
61	297,600	347,100	404,900	440,100	533,500	
62	298,000	347,500	406,300	441,000	534,500	
63	298,400	347,900	407,700	442,000	535,500	
64	298,800	348,300	409,100	442,900	536,500	
65	299,200	348,700	409,900	443,800	537,100	
66	299,600	349,100	410,900	444,700	538,000	
67	300,000	349,500	411,900	445,700	538,900	
68	300,400	349,900	413,000	446,600	539,800	
69	300,800	350,300	413,900	447,600	540,700	
70	301,200	350,800	414,700	448,600	541,500	
71	301,600	351,200	415,500	449,500	542,200	
72	302,000	351,600	416,200	450,500	542,700	
73	302,400	351,900	416,900	451,400	543,400	
74	302,800	352,400	417,800	452,300	543,900	
75	303,200	352,800	418,600	453,200	544,700	
76	303,600	353,200	419,200	454,200	545,300	
77	303,900	353,600	419,800	455,000	545,800	
78	304,300	354,100	420,300	455,400	546,400	
79	304,700	354,600	420,700	456,000	547,000	
80	305,100	355,100	421,100	456,600	547,600	
81	305,400	355,600	421,400	457,300	548,200	
82	305,800	356,300	421,800	458,000		
83	306,200	357,000	422,100	458,300		
84	306,600	357,700	422,500	458,900		
85	306,900	358,300	422,800	459,300		
86	307,300	358,900	423,200	459,700		
87	307,700	359,500	423,600	460,100		
88	308,100	360,100	424,000	460,400		
89	308,500	360,600	424,300	460,700		
90	308,900	361,000	424,600	461,100		
91	309,300	361,400	425,000	461,500		
92	309,700	361,800	425,300	461,800		
93	310,100	362,200	425,600	462,100		
94	310,600	362,600	426,000	462,500		
95	311,100	363,100	426,300	462,800		
96	311,500	363,500	426,600	463,100		
97	311,900	364,100	426,900	463,400		
98	312,400	364,600	427,200	463,800		
99	312,900	365,000	427,500	464,100		
100	313,500	365,500	427,800	464,400		
101	313,800	365,900	428,100	464,700		
102	314,100	366,400	428,400			
103	314,400	366,700	428,700			
104	314,700	367,100	429,000			

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
105	315,000	367,600	429,300			
106	315,300	368,000	429,600			
107	315,600	368,500	429,900			
108	315,800	369,000	430,200			
109	316,100	369,400	430,500			
110	316,400	369,900	430,800			
111	316,800	370,300	431,100			
112	317,200	370,700	431,400			
113	317,500	371,100	431,700			
114	317,900	371,500	432,000			
115	318,200	371,900	432,300			
116	318,500	372,300	432,600			
117	318,700	372,700	432,800			
118	319,000	373,100				
119	319,400	373,500				
120	319,800	373,900				
121	320,000	374,200				
122	320,300	374,600				
123	320,600	375,100				
124	321,000	375,400				
125	321,200	375,800				
126	321,400	376,300				
127	321,700	376,800				
128	322,000	377,200				
129	322,200	377,600				
130	322,500	378,100				
131	322,900	378,600				
132	323,100	379,100				
133	323,300	379,600				
134	323,600	380,100				
135	324,000	380,600				
136	324,200	381,100				
137	324,400	381,600				
138	324,600	382,100				
139	324,800	382,600				
140	325,100	383,100				
141	325,500	383,600				
142	325,800					
143	326,100					
144	326,400					
145	326,800					
146	327,100					
147	327,300					
148	327,600					
149	328,000					
150	328,300					
151	328,600					
152	328,800					
153	329,100					
154	329,400					
155	329,700					
156	330,000					
157	330,200					

別表第4 看護職本給表 第5条関係

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300		
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000		
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600		
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300		
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800		
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400		
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900		
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300		
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000		
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200		
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600		
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100		

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500		
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900		
94	290,200	320,400	353,500	371,500			
95	290,800	321,100	354,100	371,900			
96	291,400	321,700	354,700	372,200			
97	292,000	322,200	355,100	372,800			
98	292,500	322,500	355,500	373,300			
99	293,000	323,100	356,000	373,800			
100	293,500	323,700	356,400	374,300			
101	294,000	324,100	356,900	374,900			
102	294,500	324,700	357,300	375,400			
103	295,000	325,300	357,800	375,900			
104	295,400	325,800	358,200	376,300			
105	295,800	326,200	358,500	376,900			
106	296,300	326,700	359,000	377,400			
107	296,800	327,200	359,400	377,900			
108	297,100	327,700	359,700	378,400			
109	297,300	328,100	360,100	379,000			
110	297,600	328,500	360,600	379,400			
111	297,800	328,800	361,100	379,900			
112	298,100	329,100	361,600	380,400			
113	298,400	329,400	362,100	381,000			
114	298,600	329,800	362,600				
115	298,900	330,100	363,100				
116	299,100	330,400	363,500				
117	299,400	330,600	363,900				
118	299,700	330,900	364,300				
119	300,000	331,200	364,800				
120	300,300	331,400	365,300				
121	300,600	331,600	365,700				
122	301,000	331,900	366,200				
123	301,300	332,200	366,700				
124	301,600	332,500	367,200				
125	301,800	332,700	367,500				
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					
128	302,700	333,600					
129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						

別表第5 指定職本給表

号給	本 給 月 額
	円
1	<u>644,000</u>
2	<u>716,000</u>
3	<u>772,000</u>
4	<u>829,000</u>
5	<u>908,000</u>
6	<u>979,000</u>
7	<u>1,049,000</u>
8	<u>1,122,000</u>
9	<u>1,191,000</u>